

環境の保全のための意欲の増進及び 環境教育の推進に関する法律について



法律の背景

環境保全上の課題が山積

- ・ 地球温暖化の防止
- ・ 自然環境の保全、再生
- ・ 循環型社会の形成 etc.

各界各層の自発的な
環境保全活動が必要

- ・ ヨハネスブルクサミットでの小泉総理の「人づくり」の提案
- ・ 国連「持続可能な教育の10年」 etc.

環境保全を担う人づくりを
進める気運の高まり

国民、NPO、事業者等による環境保全への理解と取組の意欲を高めるため、環境教育の振興や体験機会、情報の提供が必要

法律の概要

持続可能な社会

環境保全活動

理解の深まり・意欲の高まり

環境保全の意欲の増進

- ・ 職場での環境保全に関する知識、技能の向上
- ・ 人材認定等事業の登録
- ・ 人材認定等のための情報提供、マニュアル等の質の向上
- ・ 環境保全の意欲を高めるための拠点機能の整備
- ・ 民間による自然体験等のための土地、建物の提供
- ・ パートナシップの在り方の周知

環境教育

- ・ 学校教育、社会教育における環境教育の支援
- ・ 職場での環境教育

- ・ 財政上、税制上の措置等
- ・ 情報の積極的公表等
- ・ 民間の自立性への配慮等

目的(第1条)

持続可能な社会の
構築のためには...

環境保全活動

環境保全の
意欲の増進

環境教育

を各界各層が進めて
いくことが重要です。

本法では...

基本理念

各主体の責務

基本方針

各種支援施策

などを定めます。

本法の制定により...

現在及び
将来の国民の
健康で文化的な
生活の確保

に寄与することを
目的としています。

定義(第2条)

環境保全の意欲の増進

環境の保全に関する情報の提供並びに環境の保全に関する体験の機会の提供及びその便宜の供与であって、環境の保全についての理解を深め、及び環境保全活動を行う意欲を増進するために行われるもの。

環境教育

環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習。

環境保全活動

地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備などの環境の保全を主たる目的として自発的に行われる活動のうち、環境の保全上直接の効果を持つもの。

基本理念(第3条)

環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育を行う際の基本的な理念を定めています。

**民間の自発的な
意思を尊重しよう！**

**様々な主体がそれぞれ
適切な役割を果たそう！**

**地域住民などの
参加と協力を！**

**透明で継続性の
ある取組を！**

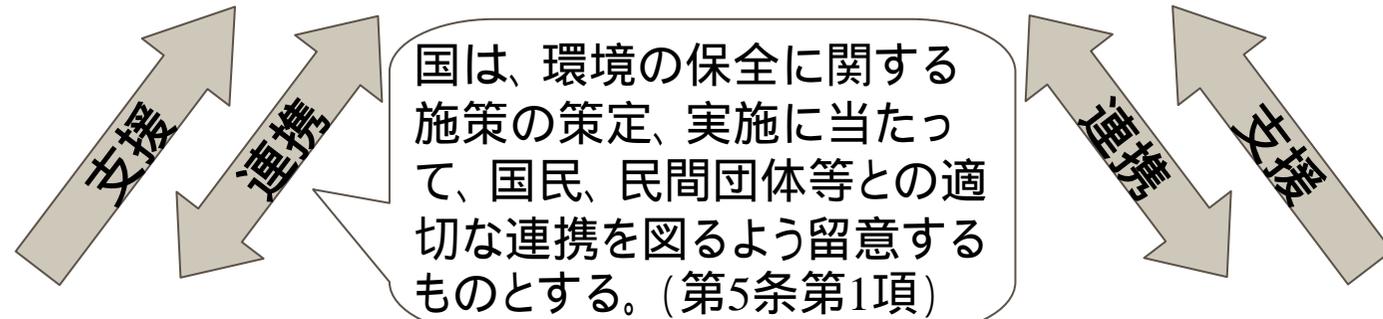
以下の点に配慮しよう！

- ・ 自然環境をはぐくみ、維持管理することの大切さへの理解
- ・ 国土の保全等の公益との調整、地域の産業との調和
- ・ 生活の安定、福祉の維持向上
- ・ 地域の文化、歴史の継承

各主体の責務(第4条～第6条)

国民、事業者、民間団体

- ・ 環境保全活動、環境教育を自ら進んで行うよう努める。
- ・ 他の者の行う環境保全活動、環境教育に協力するよう努める。



国

環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的かつ総合的な施策の策定、実施に努める。

適切な
役割分担

地方公共団体

環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し、地域の特性に応じた施策の策定、実施に努める。

基本方針等(第7条、第8条)

環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育の動向を踏まえて、

国

環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針を定める。

内容：環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的事項、政府が実施すべき施策の基本方針 etc.

手順：環境大臣、文部科学大臣が案を作成し、閣議決定を求める。
農水省、経産省、国交省の所掌に係るものは各大臣と共同で作成。
広く一般の意見を聴かなければならない。
閣議決定後は速やかに公表しなければならない。

都道府県、市町村

国の基本方針を参考にして、地域の特性に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成、公表するよう努める。

学校教育等における環境教育に係る支援等(第9条)

国、都道府県及び市町村は、以下の点に努めます。

- ・国民が発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて、環境保全について理解と関心を深めるための学校教育や社会教育における環境教育の推進
- ・体験学習等の学校教育における環境教育の充実
- ・環境教育に係る教育職員の資質の向上
- ・環境教育の内容及び方法についての調査研究の実施とその結果に応じたこれらの改善

国は、都道府県及び市町村に対して以下の措置を講ずるよう努めます。

- ・環境教育の推進に関する必要な助言、指導等
- ・環境保全活動に関する知識、経験等を有する人材が広く活用されるよう、環境教育の推進に資する情報提供等

職場での環境保全の意欲の増進及び環境教育(第10条)

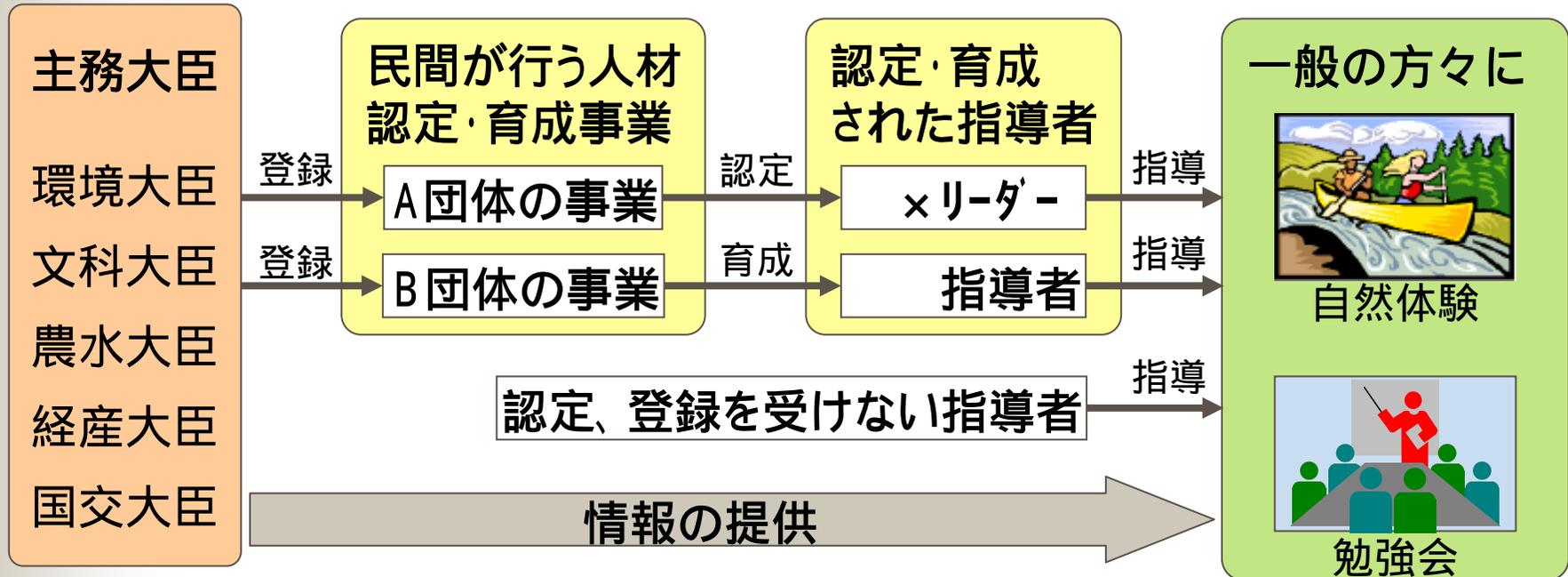
- ・民間団体、事業者、国や地方公共団体は、その雇用する者の環境保全に関する知識及び技能を向上させるよう努めなければなりません。



- ・国、都道府県及び市町村は、人材、資料等に関する情報の提供等により、上記の取組を行う民間団体や事業者を支援するよう努めます。

人材認定等事業の登録等(第11条～第18条)

- ・国は、民間団体、事業者などが行う環境保全に関する指導者を育成・認定する事業の登録制度を創設します。
- ・人材育成・認定に関する取組事例、人材育成のマニュアルについての情報の収集、整理、分析、その結果の提供を行います。



- ・登録制度によって、民間が行う人材認定・育成事業の社会的信頼性が高まります。
- ・環境保全について学んだり、活動したりしようとする人が指導者を探し易くなります。

拠点としての機能を担う体制の整備(第19条)

国、都道府県及び市町村は以下の拠点としての機能を担う体制を整備するよう努めます。

- ・ 環境の保全に関する情報、資料を収集し、提供する。
- ・ 環境の保全に関する人材育成のマニュアルなどについての照会や相談に応じて助言を行う。
- ・ 国民、民間団体、事業者が情報交換や交流を行う機会や場を提供する。

etc.

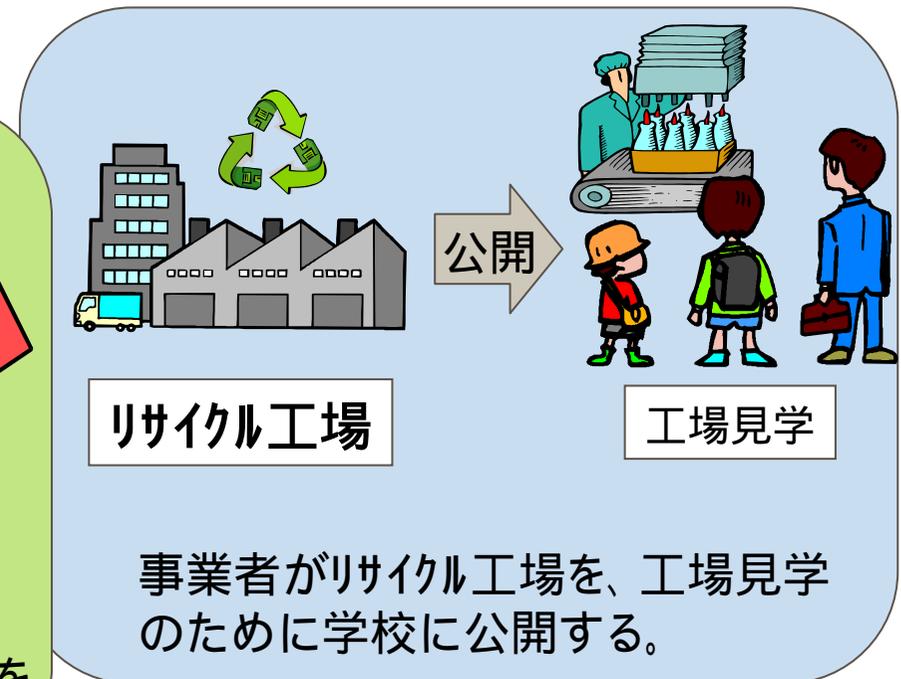


注) 新たな施設を建設するのではなく、既存の施設を最大限活用し、
以上の機能を担う体制を整備することを想定しています。

民間による土地・建物の提供に関する措置(第20条)

国民、民間団体、事業者が、自らが所有したり、権利を有する土地又は建物を自然体験等の体験の機会の場合として自発的に提供することも重要です。

土地・建物の提供の例



国は、これらを促進するため、必要な措置を講ずるよう努めます。

協働取組の 在り方等の周知(第21条)

国は、国民、民間団体、事業者が適切に役割を分担しつつ、対等な立場で、協力して行うパートナーシップに基づく取組の効果的で適切な実施方法や在り方の周知に努めます。

情報の積極的公表(第23条)

国、地方公共団体、民間団体、事業者は、環境の保全に関する情報を積極的に公表するよう努めます。

財政上の措置等(第22条)

国や地方公共団体は、必要な財政上又は税制上の措置などを講ずるよう努めます。

配慮等(第24条)

国、地方公共団体は、

- ・国民、民間団体、事業者の自立性を阻害しないよう配慮
- ・公正性、透明性を確保

します。